

鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

招 集 年 月 日	令和 6 年 7 月 2 2 日（月）午後 1 時 3 0 分から
招 集 場 所	鳥取市末広温泉町 5 5 6 白兔会館 2 階 「飛翔の間」
出 席 会 員	深澤会員（蔵増部長） 伊木会員（日浦課長） 広田会員 伊達会員（亀井部長） 長戸会員 上川会員 金兒会員 吉田会員 松浦会員 宮脇会員 福本会員 手嶋会員 中田会員 竹口会員 陶山会員 森安会員 中村会員（角井副町長） 埴田会員 白石会員 清水会員（小林事務長） 平井会員（中西部長） 深澤会員（山本事務局長）
欠 席 会 員	なし
事務局出席者	小倉常務理事 渡邊事務局長 田渕総務課長 入江審査課長 坂本事業推進課長 大川課長補佐 入江係長 濱本主任主事 保木本主事
会議の記録者	入江係長
日 程	1. 開会 2. 理事長挨拶 3. 鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰 4. 被表彰者謝辞 5. 議長選任 6. 議事録署名会員選任 7. 議案審議 8. 協議・報告事項 9. 閉会
報 告 事 項	報告第 1 号 法人税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う鳥取県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規則等の一部改正について 報告第 2 号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則等の一部改正について 報告第 3 号 鳥取県国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査支払規則の一部改正について
議 決 事 項	議案第 1 号 令和 5 年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について 議案第 2 号 令和 5 年度鳥取県国民健康保険団体連合会決算の認定について 議案第 3 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について 議案第 4 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について ○業務勘定 ○妊婦・乳児一般健康診査費等支払勘定

開 会

議案第 5 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

議案第 6 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

議案第 7 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

議案第 8 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

議案第 9 号 令和 6 年度鳥取県国民健康保険団体連合会役職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

理 事 長 挨拶

田淵総務課長 午後 1 時 3 0 分、開会を告げる。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会を開会させていただきます。

まず、本日の出席者数を報告いたします。総会会議規則第 6 条で会議は会員の定数の半数以上の者の出席で開くことができる旨が定められておりますが、本日は、会員 2 2 名中、本人出席 1 5 名、代理出席 7 名ですので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たり、広田理事長がご挨拶申し上げます。

広田会員 皆さん、こんにちは。本日は国保連合会の総会を開催いたしましたところ、ただいまご報告のあったとおり、多数ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会員の皆様方には日頃、当連合会の運営等にご協力、ご支援いただいていることを、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

国のほうでは、先月ですか、骨太の方針の中にも全世代型社会保障の構築が大きな柱の一つとして取り扱われて、少子高齢化、人口減少を克服して、持続可能な経済社会の構築に向けて、しっかり社会保障システムの構築に取り組むことが述べられたところでありますし、さらには、審査支払機関におきます医療費適正化の取組強化、あるいは、保険者機能の強化といったことにも言及されているところであります。さらには、国の動向として非常に注視しておかなければならないのが、被用者保険の適用拡大が議論をされているということで、私どもの被用者保険の適用拡大が国民健康保険の事業運営に対して、どの程度影響をするのかということにもしっかりと注視してまいるところでございます。このような社会の情勢が変化している中でも、本年 3 月に皆さまにご協議もさせていただいて策定いたしました、総合戦略ビジョンに記載しているとおり、

私どもの4つの大きな柱の下にしっかり機動的かつ効果的な事業を展開していくということにしておりますので、皆さま方には引き続きご協力、ご支援いただければという具合に思う次第であります。

本日の総会は、この後、会議の前に表彰式を予定させていただいております。長年功績のごございました団体、また、個人の皆様、表彰受彰、誠におめでとうございます。また、表彰式が終わった後の本日の議題としましては、令和5年度の事業報告並びに決算等、いろいろ盛りだくさんに予定をしているところでありますので、進行にご協力いただきたいと思います。本日も実り多い総会となることをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

田淵総務課長 ありがとうございました。

田淵総務課長 ここで、会議に先立ちまして、国保連合会理事長表彰を行います。

この表彰は、国保連合会表彰規則に基づき、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業等の運営にそれぞれのお立場でご尽力いただき、功績のありました団体及び個人の方々を本会理事長表彰とさせていただくものでございます。

お手元にお配りしています被表彰者名簿に沿って進めさせていただきますので、お名前をお読み上げしますので、恐れ入りますがその場にてご起立をお願いいたします。

表彰式

団体の部	表彰規則第2条第1項第1号該当者	1名
個人の部	〃 第1項第2号該当者	1名
	〃 第1項第3号該当者	1名
	〃 第1項第4号該当者	7名
	〃 第1項第5号該当者	8名
	〃 第1項第6号該当者	2名

田淵総務課長 表彰は以上でございます。

被表彰者謝辞

田淵総務課長 それでは、表彰を受けられた方々を代表いたしまして、北栄町、手嶋町長様から謝辞がございます。

手嶋会員 本日は、このように表彰を受けさせていただき、本当に感謝を申し上げます。

昨今、被保険者数の数が減って、国民健康保険も本当に大変な状況を迎えているところでございますが、これからも住民と一緒にあって、国民健康保険の適正な運営に努めてまいりたいと思います。そして、何よりも住民の健康増進というところに力を注いでまいりたいと思います。その節には、この連合会様、そして、皆様にもご支援、ご指導のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げて、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありが

議 長 選 任

とうございました。（拍手）

田淵総務課長 ありがとうございます。

以上をもちまして表彰式を終了いたします。

田淵総務課長

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

議長の選任でございますが、総会会議規則第3条に、議長は会議の都度、出席会員の中から選任する、選任されるまでは理事長が仮議長となる旨が定められておりますので、広田理事長に仮議長をお願いいたします。

仮議長 それでは、私のほうで議長が選任されるまで仮議長を務めさせていただきますと思いますが、議長の選任方法でございますが、私にご一任ということで、いかがでございましょうか。（拍手）

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしということでありますので、ご指名をさせていただきますと思います。

琴浦町の福本町長さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。ただいま議長に選任されました琴浦町長の福本でございます。議事の進行に当たっては、皆様の協力が一番でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議事録署名会員選任

議長 それでは、早速ですが、次第に従いまして、議事録署名会員の選任についてでございます。総会会議規則28条に、議長が指名する旨が定められております。指名をさせていただきますと思います。

まず、お一人は、三朝町の松浦町長さん。それから、もうお一方、南部町の陶山町長さん、よろしく願いいたします。

議 案 審 議

議長 それでは、議案審議に入りますが、事務局は説明に当たっては、簡潔に要領よく説明のほうをよろしく願いいたします。

それでは、最初に、報告事項であります。報告第1号、法人税法施行令等の一部改正する政令等の施行に伴う鳥取県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資金管理運営規則等の一部改正についてから、報告第3号、鳥取県国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査支払規則の一部改正についてまでを一括して説明のほうを求めたいと思います。

渡邊事務局長 失礼いたします。この4月に事務局長を拝命しました、私、渡邊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

では、座って説明をさせていただきます。

資料のほうは、タブレットの2番の説明資料というところをご覧ください。

まず、1ページでございます。報告第1号は、法人税法施行令等の一部を改正する政令等が、令和6年4月1日に施行されたことに伴う関係規則の改正です。改正する規則は4本ございまして、財政調整基金積立資産管理運用規則、

退職給付引当資産管理運用規則、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則、健全運営積立金規則です。このたびの税制改正により、積立資産については、従前の積立上限あり、洗い替え方式から、積立上限なし、洗い替え方式廃止に変更されたことから、所要の改正を行うものであり、施行期日は令和6年7月8日です。

具体的な改正内容ですが、2ページ以降に記載しております。

まず、第1条、財政調整基金積立資産については、改正前は、当該年度の手数料収入の額の10分の1に相当する額でございましたが、改正後は、財政の安定化を図るため、総会において承認された積立計画に定める額への改正でございます。

第2条が、退職給付引当資産についてでございますが、3ページにかけて記載をしておりますが、改正前、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職手当支給額の5分の1に相当する額から、改正後は、退職給付のため、総会において承認された積立計画に定める額への改正でございます。

続きまして、第3条でございます。第3条は、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産については、改正前、当該年度の手数料収入の額の10分の3に相当する額から、改正後は、審査支払業務等の高度化・効率化のため、総会において承認された積立計画に定める額への改正でございます。

4ページに進みます。第4条は、健全運営積立金についてでございますが、名称を健全運営積立資産に改めるとともに、積立資産の用途を、サーバー室などの庁舎の管理、運営等に対処するためとし、総会において承認された積立計画に定める額を積み立てるものとするよう改正及びその他所要の規定の整備を行う改正でございます。

5ページをご覧ください。今回の税制改正の概要でございます。

このたびの税制改正により、連合会業務のうち、一定の要件に該当する業務は、収益事業から除外されることになりましたが、法人税法別表第2の公益法人等であることに変わりはなく、支払基金と同じ公共法人になったわけではございません。

次に、本連合会事業がどのような位置づけになるかについてですが、非収益事業として整理される連合会事業は3つの要件を全て満たす必要があります。要件1は、保険者等から委託を受けて行う請負事業、要件2は、国保法その他の法令の規定に基づく保険者等の委託を受けて行う事業、保険者等が実施する保健事業等につき必要な援助を行う事業など、要件3が、余剰が生じた場合には、翌事業年度の手数料等委託の対価を減額することとされている事業、この3つの要件がございますが、本会の全ての事業は、この3要件を満たしているため、非収益事業の位置づけとなります。

今回の改正を受けての対応ですが、現在設置している特別会計を非収益事業の特別会計として存置するとともに、収益事業がないため、新たな会計を創設

することはありません。一方、これまでとの変更点もあります。実費弁償方式では、歳入歳出予算書、複式予算書、歳入歳出決算書等は所轄税務署に提出しておりましたが、厚生労働省に提出先が変更をされます。また、年1回翌年度7月末までに県に提出していた事業報告については、これまでは一般会計、国保・後期特別会計分でしたが、介護、障害、特定健診特別会計分も追加をされます。積立資産については、積立上限あり、洗い替え方式から、積立上限なし、洗い替え方式廃止という会計処理に変更されます。これに伴い、積立計画を厚生労働省に提出することが必要になりました。厚生労働省は、提出された積立計画や財務状況を確認し、改善が必要な場合は連合会に改善要請をすることになります。

それでは、資料、次の6ページをご覧ください。

報告第2号は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、流行初期医療確保措置に係る事務の受託について、鳥取県と契約を締結いたしました。これに伴う関係規則の改正です。

改正する規則は2本、診療報酬審査支払特別会計経理規則、後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則です。改正内容は、県から委託を受けて行う流行初期医療の確保に要する費用の支払事務の経理を診療報酬審査支払特別会計及び後期高齢者医療事業関係業務特別会計の対象業務に加えるとともに、所要の規定の整備を行うものであり、施行期日は令和6年7月8日です。

続きまして、資料9ページでございます。

報告第3号は、国民健康保険診療報酬審査支払規則の一部改正についてであります。指定訪問看護事業者による電子情報処理組織を用いた費用の請求が開始、訪問看護レセプトのオンライン請求が開始されることに伴いまして、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った指定訪問看護事業者についても、保険医療機関、保険薬局と同様に、原則として翌月20日までに指定銀行を通じ、支払手続を取ることとするように改めるとともに、所要の規定の整備を行うものであり、施行期日は令和6年7月8日です。

報告事項の説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

以上3項目、規則の改正等がありますが、既に理事会等で決定がなされたものであります。皆さんのほうでご質問があればお受けしたいと思います。

竹口会員 よろしいですか。

議長 大山町長さん。

竹口会員 失礼します。規則で変更になった部分の積立計画というのはもう既に説明があったのですでしたか。これから諮られる。

渡邊事務局長 これからご説明させていただきます補正予算案の中に積立計画というものを入れさせていただいております。

竹口会員 それが承認されたものが厚労省に行くということですね。

渡邊事務局長 はい。

竹口会員 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

会員 なし。

議長 意見がそのほかないようですので、以上で報告を閉じますが、承認されたものとしてご報告申し上げます。

議長 続いて、議決事項に入っていきたいと思います。

まず、議案の第1号及び議案第2号については、令和5年度決算関係でありますので、一括して議題としてよろしいか、お諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会員 異議ありません。

議長 異議なしのようですので、議案第1号、令和5年度国保連合会事業報告の認定についてと、議案第2号、令和5年度国保連合会決算の認定について、を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

渡邊事務局長 それでは、説明をさせていただきます。

資料は12ページでございます。まず、事業報告書について説明をいたします。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、様々な制限が緩和、解除されました。また、当該感染症流行期から進められてきた医療・介護分野でのDXを通じたサービスの効率化、質の向上、データヘルス改革の着実な実行の取組が本格化した年度になりました。このような状況の中、令和5年度は保険者と共に歩む事業推進アクションプランの最終年度であり、同プランに掲げた4つの柱の目標達成に向けて取り組みました。また、令和6年3月には鳥取県国民健康保険団体連合会総合戦略ビジョンを策定しました。10年先の本連合会のあるべき姿を見据えた、今後5年間、令和6年度から令和10年度までの5年間のアクションプランであり、本連合会は、医療、保健、介護、福祉分野の総合的、専門的機関としての役割を担っていくこととしております。

12ページの下段のほうからは、アクションプランの4つの柱について重点事業をまとめています。1つ目の柱、予防・健康づくりの充実・強化についてです。まず、健康・医療データ分析の拡充と健康アプリ等を活用した予防・健康づくりの新たな展開ですが、令和6年度から始まるデータヘルス計画や健康増進計画策定に向け、各種データの収集、分析、住民アンケート調査など、保険者と連携して、住民の健康意識向上に向けた健康づくり施策を積極的に展開しました。

13ページにかけて、健康アプリについて記載をしておりますが、保険者向けアプリは、対象を後期高齢者まで拡大し、タブレット端末で利用できるように改修しました。住民向けアプリは、「知る」、「管理する」、「行動する」、「継続する」の4つの柱で構成し、健康づくりのきっかけづくりとなるよう、将来の疾病リスクの提示や生活習慣病の改善提案など行動変容に導く内容とし

ました。このほか、市町村国保と協会けんぽが協働して進める健康づくりモデル事業、令和5年度からの2年間でございます。これを湯梨浜町で実施しております。この事業により、保健指導対象者のデータ共有やハイリスクアプローチの実施、地域・職域連携会議による既存ストックの活用に向けた体制を整えました。また、保険者や医療機関、保険者協議会等と連携して、糖尿病重症化予防対策など、健康寿命の延伸に向けた取組を推進しました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る市町村支援について、一体的実施事業を新規で開始する自治体に対して、後期高齢者医療広域連合と連携し、事業計画から実施、評価に至るまで、円滑で効果的な事業展開となるよう協働しました。

市町村保健師と在宅等保健師との協働について、在宅等保健師の会等と連携して、人材育成や市町村保健師活動への人的支援等を推進しました。

科学的介護予防への取組について、主治医意見書の介護データを医療データや日常生活に係る調査結果と突合し、日常生活圏ごとの健康課題の把握や効果的な地域ごとの施策につなげました。

2つ目の柱、保険者共通事務の共同化についてであります。レセプト二次点検は、縦覧、横覧点検を中心に行い、医療費適正化の推進を図るとともに、特別調整交付金申請業務については独自システムを開発し、業務の質の向上を図りました。また、がん検診等に係る請求支払、検診データの入力、県への報告業務などを行いました。

14ページに進んでまいります。特定健診受診率向上のため、みなし健診を後期高齢者まで拡充しました。

3つ目の柱、審査業務の充実・高度化についてです。令和6年2月に国保総合システムの受付領域について、クラウド化による機器更改を行いました。あわせて、外づけシステムについてもクラウド化を行いました。また、審査結果の差異解消に向けては、審査基準の統一化の推進や可視化レポーティングによる審査結果の統一などに取り組みました。

4つ目の柱、効率的な事業運営と組織体制の見直しについてです。保険者の厳しい財政運営を踏まえ、一層の経常経費等の節減を行い、効率的な業務運営を図ってまいりました。また、健康・医療データ分析や介護予防分析など、業務拡充により安定的な業務運営に努めました。広報活動については、保険者等と連携し、広報効果の最大化に向け、多様なメディアやSNSによる情報発信など、多岐にわたる広報媒体を駆使し、広告換算額の拡大を図りました。広告換算額については、議案書1番、総会議案書39ページに詳しく記載はしておりますが、数字を今申し上げますと、投資額700万円に対して広告換算額は3,068万円と約4.4倍の効果があったものと考えております。さらに投資額700万円の財源内訳でございますが、4割強は補助金や委託料であるということでございます。

それでは、続いて、決算についてご説明いたします。

説明資料の15ページでございます。令和5年度の一般会計及び特別会計へ

の決算総額、歳入は2,160億6,921万7,000円であり、対前年比1.026でした。次に、一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の決算額です。歳入総額19億7,438万8,000円に対しまして、歳出総額16億3,083万円であります。前年度に比べ、歳入は約2.4億円の減、歳出も約3.1億円の減になっていますが、これは介護職員処遇改善支援補助金等支援事業が令和4年度で終了したことが大きく影響をしています。一方で、国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステム更改などがあるため、最終的な収支は先ほど申し上げた数値になっております。また、実費弁償計算がマイナスとなったことから、実費弁償方式判定基準に基づく返還額はありませんでした。

支払勘定についてですが、5つの支払勘定の合計決算額は2,140億8,291万6,000円であり、前年度に比べて約56.6億円増加をしています。国保は1%減少しましたが、後期、介護、障害、健診は、いずれも増加をしています。

積立金につきましては、国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステム更改に伴い、計画どおり減価償却引当資産を取り崩すとともに、令和6年度の国保総合システム機器更改等に備えてICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産を積み増しました。

16ページをご覧ください。審査支払手数料収入についてですが、国保は前年度比0.980となっていますが、被保険者数の減、前年度比0.958によるものと考えています。また、後期は前年度比1.028、介護は前年度比1.008となっていますが、被保険者数、前年度比1.030、要支援、要介護認定者数、前年度比1.004と、ともに増加しており、比例して増加をしています。

診療報酬についてですが、国保、後期とも増加をしています。感染症公費の制度変更により、公費の負担分が減少し、診療報酬の負担が増になったことに加え、後期については、被保険者の伸びによるものと考えています。

介護給付費については、診査件数の増加、介護報酬改定による増によるものと考えています。

17ページをご覧ください。一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の性質別歳入決算の状況です。

冒頭申し上げましたとおり、介護職員処遇改善支援補助金等支援事業が令和4年度で終了したことが大きく影響をしています。また、繰入金増加は国保総合システムをはじめとする、各種クラウドシステム更改に伴い、計画どおり減価償却引当資産を取り崩したことによるものです。

18ページをご覧ください。一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の性質別歳出決算の状況です。

収入と同様に、介護職員処遇改善支援補助金等支援事業が令和4年度で終了したことによる減、国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステム更改に伴い、減価償却資産が大きく増加しています。

続く、19ページと20ページは、会計別に歳入歳出の状況をグラフ化したものです。

21ページは、各会計の決算を1枚にまとめたものです。

22ページは、一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の収入、支出の主なもの。

23ページは、支払勘定の主なものについて記載したものです。

私からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

令和5年度の各会計決算についてですが、監査も行われておりますので、お二人の監事さんから報告を受けたいと思います。

まず、手嶋監事さんには、監査報告を。その後、入江監事さんには、月例監査による報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

手嶋監事 議案書の147ページをお願いします。監査報告書でございます。

6月25日に、監事の長戸さん、陶山さん、入江さんと、手嶋で、この会計の決算の監査をさせていただきました。

令和5年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計と、そこに記載しております6つの特別会計について監査を行ったところ、いずれも正確に処理されていることをご報告いたします。以上でございます。

議長 入江監事さんのほう、お願いいたします。

入江監事 失礼いたします。監事の入江でございます。

それでは、入江監事報告書となっている資料をご覧ください。若干、今までのご説明と重複する部分もあるので、必要な部分のみご説明させていただきます。

まず、1ページ目、1番、財政状況、事業活動です。国保連合会の年度末の財政状態は、この表にありますとおり、プラスの資産からマイナスの負債を除いた正味財産が26億2,500万余となっております。

続きまして、2ページ目、こちらにつきましては、国保連合会の当期も含めた過去5年の正味財産増減計算書、いわゆる企業会計でいうところの損益計算書を比較した形で記載しております。今期につきましては、収益が9億5,600万余、費用が8億5,200万余、正味財産の増加額が1億300万余となっております。これについては、後ほどまた別の資料でご説明いたします。

2番目について、収益事業課税の有無に関わる実費弁償の状況については、先ほどございましたとおり、マイナスとなっております。

次の3ページ目、3番目、4番目、こちらについては、ここ数年国保連合会の事務の合理化を図るために、私は毎月お邪魔をさせていただいて、預金口座の統合ということをやってまいりました。この4月の段階でほぼ統合ができたのではないかなと思っております。

あと4番目、消費税インボイス制度への対応については、インボイス制度は去年の10月から始まりましたので、国保連合会も当然対象になりますので、それについて整理をしております。

5 番目、電子帳簿保存法、電子取引、これについても、国保連合会も直接的な義務はないのですが、今後いろいろ経理、財務の事務で大事なことになるので、その点について記載をしております。

そして、最後、6 番目、積立資産の取扱いの変更、これについては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、計画に基づいた積立てとなります。

次の表が小さくて恐縮なのですが、5 ページ目、先ほど来ご説明していますとおり、国保連合会については企業会計を適用しております。先ほど貸借対照表のありました正味財産 26 億 2,500 万余であるとか、当期の正味財産増加額 1 億 300 万余というものが国保連合会の収支計算、いわゆる歳入歳出決算書との関係で、どのような部分が一緒で、どのような部分が違うかということを図的に表現したものです。一番大事なところは、一番右側に歳入歳出決算書と同様の収支計算書を載せております。この収支計算書、歳入歳出決算書の中には国保連合会が積立てをしたり、積立金を取り崩したり、あるいは診療報酬を預かったり、診療報酬を各医療機関に支払ったりしたものも収入、支出として計上されていますが、それは、診療報酬については当然スルーのお金ですし、積立金については、いわゆる外部に払う費用とは違って、あくまでも国保連合会の積立金、自身の積立金なので、そういうものが外部に対する支出と一緒に混ざると分かりにくくなるので、そういうものを除いたのがまさに企業会計でいうところの損益計算書、ここでいうところの正味財産増減計算書、この図の真ん中の列になるので、その違いが出ています。先ほどご説明した 5 期比較の正味財産増減計算書はというと、この真ん中の数字がずっと積立金とか、診療報酬の収支を除いた真ん中の数字が出ております。これが国保連合会の運営の正味の数字というふうに見ていただければいいと思います。先ほどの 5 期比較、恐らく 9 億円程度の収益と 9 億円程度の費用というのが、大体毎年、特段補助金など収益費用が膨らんだ年もあったのですが、国保連合会の運営というのは大体そのくらいの規模でされているというふうに理解していただければいいかなと思っています。あわせて、最後に、この図でいうと、左側の一番下ですね。26 億 2,500 万円の正味財産が現在あると、ほぼそれと同額の積立金があるというふうに理解していただければいいかなと思っています。

最後のページに、実費弁償の計算を表として載せています。非常に細かい計算ですし、先ほど来あるとおり、今年で最後の計算の方法なので、来年以降はまたこれとは別の枠組みになると思いますので、説明のほうは省略させていただきます。以上です。

議長 ただいま令和 5 年度の事業報告、それから、各会計決算及び先ほど詳細に監査報告の説明をいただきました。あわせて、質疑等ございますでしょうか。

質疑がないようですので、議案第 1 号、それから、議案第 2 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

会員 異議なし。

議長 ご異議なしということですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、令和6年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第1回）についてから、議案第9号、令和6年度国保連合会役職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について、ここまではいずれも令和6年度予算補正関連ですので、一括して議題としてよろしいか、お諮りしたいと思います。

それでは、ご異議がないようですので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 それでは、タブレットの2、説明資料というところをご覧ください。

25ページでございます。今回の補正予算の概要でございます。

まず、業務勘定については、以下の3項目の補正です。1つ目が内部事務システムの更改に伴う補正、2つ目が税制改正に伴い各会計の積立資産を見直すことによる補正、3つ目が前年度決算の確定に伴う繰越金に係る補正。支払勘定について、以下の2項目の補正でございます。1つ目が新生児聴覚検査費助成金審査支払業務について、委託保険者の増による検査費用の増額による補正、2つ目が妊婦・乳児一般健康診査支払業務について、妊婦健診における検査方法の見直しが行われ、検査単価が増額したことによる補正。これらによる結果、補正予算の総額は7, 228万6, 000円の減額であります。

資料26ページをご覧ください。内部事務システムの更改に伴う補正についてです。本会で運用している内部事務システム、グループウェア機能でありますとか、勤怠管理機能のあるものでございます。これについて、サーバー機器の保守限界の到来が判明したことから、今年度中にサーバー機器を調達し、システム基盤の更改をお願いするものであります。補正額は3, 201万5, 000円の増額であり、財源は全て減価償却引当資産繰入金です。

続きまして、27ページをご覧ください。税制改正への対応、積立資産洗い替えの廃止、繰越金の確定に伴う補正です。

令和6年税制改正により積立金の上限、洗い替え方式は廃止され、各連合会で積立計画を作成し、厚生労働省に提出することになりました。当初予算には洗い替え方式により予算計上をしていた積立資産、すなわち財政調整基金積立資産、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の2つですが、これがありましたので、洗い替えに関係する予算は歳入歳出ともに減額した上で、新たに策定した積立計画に基づく積み増しをお願いするものであります。また、令和5年度決算が確定したことに伴い、繰越金と予備費の増額をお願いしております。これらによる補正額は1億1, 352万1, 000円の減額です。

28ページをご覧ください。積立計画案であります。

財政調整基金積立資産、退職給付引当資産、減価償却引当資産、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産、健全運営積立資産については、ここに記載をさせていただいております考え方にに基づきまして、積立目標額を設定し、今後5年間の積立て取崩しについて計画案を策定いたし

ました。この計画につきましては、毎年度見直しをしていきたいというふうに考えております。

続きまして、29ページでございます。新生児聴覚検査費助成金審査支払業務、妊婦・乳児一般健康診査支払業務に係る補正です。

新生児聴覚検査費助成金審査支払業務について、委託保険者の増による検査費用の増額、妊婦・乳児一般健康診査支払業務について、妊婦健康診査における検査方法の見直しが行われ、検査単価が増額したことによる増額をお願いするものであります。これらによる補正額は922万円の増額です。

説明は以上でございます。

議長 ただいま議案第3号から議案第9号までについての説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

会員 なし。

議長 ご意見がないようですので、異議がないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、式次第のほうでいきますと、総会資料別冊のほうにあります報告事項に入りたいと思いますが、まず、情勢報告1の被用者保険の適用拡大と国保の事業運営への影響についてを、事務局のほうからご説明をお願いします。

小倉常務理事 常務理事の小倉でございます。着座にて説明をさせていただきます。

冒頭、理事長のほうからのご挨拶の中にもありましたけれども、今非常に関心を持っておりますのが、被用者保険の適用拡大、それによって国保にどんな影響が出るのだろうか、非常に関心を持っているところです。現在の状況をペーパーに落とししたものをお示しさせていただいております。

1ページに、現在の状況を記載しております。3つ目の矢羽根ですが、昨年の12月末、22日だったと思いますけれども、全世代型社会保障の構築の柱の一つとして、勤労者皆保険の実現というものが掲げられ、そして、工程表が示されたところであります。その工程表に基づいて、現在関係者が懇談会を設けて月1ペースで会議を開催している。その中で、今後どういうふうになるかというのは、まだ見えないところが多いのですが、絶対に影響はあるだろうということで、国保中央会もメンバーの1人に入っているので、被用者の年金の充実については、反対するものではないけれども、適用拡大が市町村国保にどんなに影響をしてくるのか、国保財政、保険者機能の発揮といった運営面で影響がないように、これは十二分に配慮をすべき、慎重に行うべきということを再三申し上げているところであります。

では、現在の状況はどうかということでございますが、次のページ、下のほうに下がっていただきますと、大きく2つの分野で影響が出ると思っております。1つは、短時間労働者への適用拡大、赤で書いてありますが、③の勤務期間、これは既に2022年の10月からフルタイムの被保険者と同等の取扱いになっております。また、⑤従業員500人超の企業、これも2022年10月からは100人超になって、現在はこの状況。そして、今年の10月からは

50人超の企業が被用者保険の対象になるということが、もう令和2年の法改正で決まっているところであります。

また、個人事業所の非適用業種の見直しですけれども、現時点では、これまでの16業種に加えて、法律、会計事務等を取り扱う士業、合計17業種が適用業種にされてきているところであります。右下のほうに、個人事業所の非適用業種ということで、農業、林業、漁業と書いておりますが、これはまだ現時点では適用の範囲外ということになります。

次のページに、下のほうに動かしていただきますと、現在、先ほど言いました工程表に基づいて、2028年度までに実施について検討するということと、検討を継続するものと、2種類に分けた使い分けがされております。大事なものは、上2つのひし形でありまして、1つは短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃であります。先ほど、今年の10月からは50人以上の企業ですよというのを説明いたしました。これが、2028年には1人からということになります。また、2つ目のひし形、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消というのがございます。先ほど、非適用業種がまだ残っているというのを言いました。これが、5名以上使用する業種は、個人事業所は全て被用者保険に移行するということです。先ほどの1つ上の表で、個人事業所の非適用業種ということで、農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等々、ここに記載しております。5人以上使用する個人事業所は全てこれが国保ではなく被用者保険のほうに変わっていきますよということです。非常に国保としても大きな影響があるのではないか、そういうふうに思っています。

また、3つ目のひし形から下は、2028年以降も継続して検討していきますよねという整理になっております。ですから、今々というわけではないですけれども、将来的にはこういうところも被用者保険に移行していくような議論が続けられていく、そんなふうに思っています。

そんな状況の中で、鳥取県は、ではどういう状況にあるのだというのが示したのが次の表からです。1つ目の表は世帯数及び被保険者数の推移であります。当然のことながら人口が減少します。国保の被保険者もどんどん減っていきます。人口は2050年で43万人になるということです。約3割、国保の被保険者数も減ってくるのではないかと、そんなふうに予想をしているところであります。

次の図を見ていただきますと、これが、職業別構成割合であります。ここで注目していただきたいのが、緑の被用者の割合、そして、ピンクの自営業の割合です。先ほど説明いたしましたように、企業の従業員の規模であるとか、適用業種の解消であるとか、そういうことがなされると影響が出るのは、このピンクとグリーンのところだろうと思っています。グリーンのところは被用者、パート勤務の方々が主にここに入りますし、自営業の方々、これは先ほど言いました非適用業者はこの分野に入るのかな、そんなふうにも思っているところです。合わせて48%ぐらいのシェアでありまして、この全てが移行するとは

考え難いのですけれども、半分移行するだけでも非常に大きな影響がある。そんなふうに思っているところでもあります。

そして、次のグラフが、これは年齢構成の推移であります。ここで注目するのが黄色と緑、20代から65歳未満までの方のシェアであります。合わせて39.6%ございます。この方々のどれくらいのシェアになるのか分かりませんが、半分被用者になるだけでもすごく影響が出る。勤労保険者が抜けるわけでございますので、運営については非常に影響が出るかな、そんなふうに思っております。

以下、被保険者数の推移であるとか、審査支払の件数の推移を載せておりますが、この件について厚労省と我々もやり取りをしています。現時点で、厚労省が我々に伝えているのは、例えば国保被保険者が被用者保険に移行しても、そこから得る前期高齢交付金が返ってくるのではないかと、国保のほうに。ですから、影響がそんなに出るとは思っていないというのが厚労省の意見ですけれども、私は眉唾物だと思っています。この辺は注意して情報を仕入れていかないと、はしごを外されそうな気がしております。件数は減る、そして、国保運営に国保被保険者が抜けて、たとえ前期高齢交付金があったとしても何らかの影響は出るのだろう、それをこれからもう少し追求して、皆様のほうに報告を逐次していきたいというふうに考えております。秋には全国大会もございます。ぜひ皆さんと一緒に、この辺は声を大にして要望活動に反映させていただきたい、していただけたらなというふうに思っているところでもあります。

私からは以上です。

議長 情勢報告ありがとうございます。

なかなか見えない部分がありますけれども、皆さんのほうで、ぜひとも聞いてみたいことがあれば、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

竹口会員 失礼します。

質問というよりは、いろいろ保険制度に関して意見が、自治体としても言いたいのですけれども、どういうところでどういうふうに言っていったら一番効果的だと考えているのか教えてもらいたいと思います。特に国保の全国大会に行っても毎年全国大会の要望の一番最初は保険制度の統一化ということで、これがなされれば、諸課題一気にクリアというのはみんな分かっているけれどもなかなかできないというところなのですが、今、国がやろうとしている被用者保険への移行というのは、国保からどんどんどんどん人を抜いていって、最後の棒グラフは分かりやすかったですけれども、例えばその先、ギグワーカー、フリーランス、何なら人を雇っていない一次産業従事者だとかというところも全部入っていったら、最後もう無職しか残らない保険になってしまうので、それで果たして成り立つのかというところがすごく課題で、国で被用者保険どんどんどんどん移行してもらうのはいいのですけれども、最終的に実際の国保とかは無職の人のための保険というようなことになってくるのだと思います。そうなったときに、恐らく運営って相当厳しいものがあって、できなくなってく

るのではないかというのは、これも目に見えているかなというふうに思いますが、何かそこら辺をもうちょっと声を上げていきたいなと思っているのですが、どういうところで、こういう声を上げていったらいいものかというところがあれば教えてください。

議長 どうぞ。お願いします。

小倉常務理事 ありがとうございます。

やっぱり一番は地方六団体で物を言っていくことだと思っています。それは皆さんなり、県なり、そういった声を届けていくこと。それと併せて、国保側としても声を上げていく。それは両輪だと思っています。国保も全国大会以外、あまり声を出していないので、これからは国保サイドとして物を言っていく、そんなステージが必要になるのだろーと思っています。それには各都道府県がスクラムを組むしかないと思います。そのタイミングは、今、厚労省ともやり取りをしているのですけれども、まずは地方六団体なり、今の既存のスキームで国に物を申していく、そこで少し危機感というか、国に対して声を届けていき、そして、新たな展開に結びつけていくということしかないと思っています。

それと、将来的に国保は確かに言われるとおり、勤労者以外を受け持つパイのステージになるのだろーというふうには思っています。そうなると、今の保険料なり、国からの交付金なりのスキームでは絶対やっていけないのです。だったら逆に、どんなスキームがないとも、もう国民、持ちませんよというストーリーをどうつくるのかだと思うのです。そこを、今、中央会ともんでいるところです。一緒になって働きかけしていきたいと思っていますので、ぜひお知恵をお借りしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 よろしいでしょうか。

竹口会員 はい。

議長 そのほかございますでしょうか。

ないようですので、以上で説明は終わりいたします。

それでは、続いて、次の取組報告であります。2項目ありますので、まず、医療費適正化の4点、2から5まで、ここまでを説明を受けていきたいと思えます。よろしくお願いします。

坂本事業推進課長 失礼します。事業推進課の坂本といいます。

それでは、6ページをお願いします。私のほうからは4項目の説明をさせていただきますが、まず、2番の医療費適正化に係る国保連の取組についてです。

国の第4期医療費適正化基本方針が示されたところでして、鳥取県においても医療費適正化計画を保健医療計画の中で令和6年4月に策定し、医療費の低減に向けた施策展開が求められているところです。この計画の中では、各保険者や保険者協議会の役割として、特定健診の推進であるとか、被保険者の健康保持増進、データ分析に基づく課題把握などが求められる中で、連合会においてはデータ分析の強みを生かし、鳥取県の医療費に関する現状把握に取り組んでおります。

取組は3つの観点になっておりまして、まず、1つ目に医療資源の効果的・

効率的な活用、2つ目に疾病の罹患・重症化予防、3つ目に住民の医療受診行動の適正化になります。これらの観点における現在の取組状況を報告させていただきます。

まず、1点目、医療資源の効果的・効率的な活用としまして、国が示している項目であります。効果が乏しいと指摘されている疾患に対する抗菌薬の使用状況、また、白内障の日帰り手術の実施です。鳥取県では抗菌薬の使用状況については、特段多いということもない状況にありまして、対策の検討などの優先度は低いというふうに考えております。一方で、白内障の外来手術においては、全国と比較しますと実施割合が少ない状況となっております。

次のページをお願いします。7ページです。少ないということが悪いわけではございませんが、入院と外来ですと、入院のほうが医療費のほうがかかってまいりますので、課題となる可能性があります。県内の地域の傾向を把握するために、国保と後期のデータを調査したところ、特に中部圏域で実施割合が顕著に少なくなっておりまして、地域の差を示す結果となっております。原因については明確ではありませんが、今後さらに現状の把握に努めてまいります。

続きまして、疾病の罹患・重症化予防の観点です。こちらを見ますと、鳥取県においては全国と比べて血圧に課題が見られるということがある一方で、服薬管理料の算定が少ないということから、治療が不十分の可能性があり、適切な医療受診の促進が重要であることが分かります。

さらに、3つ目の住民の医療受診行動の適正化の観点での分析においては、休日診療、また、時間外受診などが全国の平均を上回っておりまして、特に東部圏域で多い傾向にあります。適切な受診行動を啓発する取組のエビデンスとなりますので、今後も年齢階層別であるとか、疾病別などの現状把握をしていく予定としております。

続きまして、次の8ページをお願いします。循環器領域における効果的・効率的な保健・医療提供体制の構築に向けたアドバイザリー会議についてです。

心疾患であるとか、脳卒中については、死亡要因の主な原因となっております。今後高齢化が進む中で患者の増加による医療資源の逼迫が懸念されるところであります。国立循環器病研究センターにおいては、心疾患などの社会的課題の解決に向けて議論をするアドバイザリー会議を設置しまして、政策提言の事業を進めているということで、この会議の保険者代表としまして、鳥取県国保連合会が選定されたところです。会議については、年度末までに3回、開催が予定をされておりまして、第1回目の会議が明日、7月23日に開催される予定となっております。議論の内容につきましては、県や市町村と連携をしながら保険者の共同体であります国保連が地域の現状、現場で実施しております保健指導であるとか、地域包括ケアの実態、また、目指す方向などを発信して、鳥取県の健康課題でもあります高血圧の進展抑制であるとか、それに起因する介護予防の実現に向けて取り組んでまいります。

次の9ページについては、委員のメンバーなどを参考として記載しております。

続いて、10ページをお願いします。4つ目の地域・職域が共同で健康づくりを実施するモデル事業の推進についてです。

国保と協会けんぽが令和5年度から2か年で共同して取り組むモデル事業となっておりまして、去る5月21日に実施市町村であります湯梨浜町に関係各社、国保中央会と協会けんぽの両理事長に加えまして、当時の厚労省の笹子国保課長を含め一堂に会したモデル事業推進懇談会を実施し意見交換を行っております。このモデル事業によりまして、協会けんぽと国保等を合わせた8割近くの町民の健康づくりをカバーできます。この中で、協会けんぽ理事長のコメントでは、協会けんぽ加入者の間に健康を維持して、国保に送り出すことが重要であり、事業成果を全国に展開していきたいというふうな意気込みを示されました。また、同日に、このモデル事業の推進強化に向けまして、鳥取県知事を表敬訪問し、事業の有用性であるとか、地域・職域の枠を超えた健康づくりについての全国に波及することへの期待のコメントをいただいたところです。

続いて、11ページをお願いします。5番の住民向け健康アプリ「とっとり健康+（プラス）」の活用状況と今後の展開についてです。

生活習慣の改善を促すアプリ「とっとり健康+（プラス）」を今年度5月にリリースしまして、国保の被保険者の方々に活用をさせていただいているところです。各保険者の広報媒体であるとか、国保連合会のホームページなどを通じた利用勧奨を実施し多くの方の反響をいただいているところです。活用拡大に向けた取組みとして、保険者の広報誌への掲載であるとか、チラシの折り込み、また、市町村の健診会場や健康イベントなどに年間60回程度、国保連の職員が訪問しましてPRするなどキャラバンを実施しているところです。また、10月のねりんピックの会場におきましてもアプリブースを出しまして、普及啓発をする予定としております。

反響についてですが、新聞各社からの取材もありまして、また、住民さんからの問合せも多い状況になっております。利用者からは、健康状態がグラフなどで表示されるところが好評との声をいただいております。アプリ専用の広告ページにおきましても6,000件を超えます多くのアクセスをいただいているところです。

次のページに移りまして、アプリの今後の展開としましては、鳥取大学の工学部と共同研究をしておりますAIをアプリに搭載していきます。疾病の将来予測と生活習慣の改善を提案してまいります。これによって、より個人の健康状態に着目し、疾病リスクを下げるポイントを提案するものです。また、健診を受けていない方についても、日常生活の情報を入力することで将来予測ができるようになり、予測する対象疾病も3疾病を加えた6疾病に拡充してまいります。年内に開発を終えまして、年度内のリリースを目指して、現在進めているところです。

以上になります。

議長 ありがとうございます。

医療費の適正化に向けて、4項目取組を報告していただきましたが、これに

について何か質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

小倉常務理事 補足だけさせていただきます。

議長 はい、どうぞ。

小倉常務理事 すみません。1点補足させていただきますけれども、アプリの関係ですけれども、今説明したように、AIを活用して将来予測をする。その取組をやっています。この1番の目的は、今、国保でも後期でも一緒なのですけれども、特定健診の受診率がすごく低いのですね。35%程度しかないので。残りの65%は無関心層なのかどうかは分かりませんが、その方々にアプローチしたい、要は特定健診を受けていなくても将来の疾病予測ができますと、ですから、今どんな状況かなというのはアプリで見いただければ健診を受けていない人は少し高めに危険信号が出てくるということであれば、受診行動につなげることができるのではないかと。そんなことで、今、AI分析を進めているところであります。

ぜひ皆様も一度お試しになっていただくとありがたいな、そんなふうに思っています。以上です。

議長 加えての説明ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思いますが、国保総合システムのところで、2点ほど上がっております。6番と7番についてであります。事務局のほうで説明をお願いいたします。

田淵総務課長 失礼します。総務課の田淵といいます。

報告事項13ページでございます。6、国保総合システムの最適化及び市町村事務処理標準システムとの機能整理についてでございます。

1、概要ですが、国保総合システムでは、令和10年度に向けて、デジタル庁監修の基、支払基金との審査領域の共同開発を行っているところでございます。この共同開発において、国保総合システムの保険者サービス機能について、市町村事務処理標準システムに移行し、システムを統合することが検討されておりました。この資料に記載はしておりませんが、市町村事務処理標準システムと国保総合システムとの関係でございますが、市町村におかれましては、令和7年度より事務処理システムが順次市町村のクラウドに実装されていくことと、思います。その市町村事務処理システムと国保総合システムの機能が重なって、同じ機能を持つことに加えて、システム改修にかかる経費が当初の見込み以上に高額になることなどから、国保総合システムの機能を削減し、保守、運用費用を最大限低減することを目指して、国保総合システムの最適化の案として検討することになりました。

最適化の方針でございますが、2、国保総合システム最適化の方針（案）の（1）のところに下線を引いておりますけれども、国保総合システムの中で、市町村事務処理標準システムと機能が重複しており、かつ、保険者においてあまり利用されていない機能、帳票、インターフェース等を見直すという方針でございます。（2）ですが、機能の見直しに当たっては全国の保険者向け調査

を集計し、国保中央会が取りまとめを行っているところでございまして、使用頻度の低いものは実装しない方向で検討を進めておりますけれども、下線のとおり、業務の実情を把握した上で進める予定でございます。その見直し対象の帳票の一例が高額療養費支給（不支給）決定通知書などでございます。本県の場合は、非常にこれらの機能のニーズが高く、機能が廃止されたら困る市町村もあることから、機能実装の要望や代替手段の検討等、今後、国保中央会と協議するとともに、最新情報を随時市町村と共有して対応を整理していきたいと考えております。

今後のスケジュールについては、以下のとおりでございます。

続きまして、14ページ、7、国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求に向けた対応についてでございます。

国保総合システムの国庫補助については、これまでの経緯に記載してあるとおりであり、これまでの地方六団体等による国への一体的な要望によりご協力いただき、記載のとおり不足額に係る国庫補助を獲得できたところです。

2番、現在の状況は記載のとおりでありますけれども、6月28日、国保中央会臨時総会で、別添のとおり国庫補助の決議をして、今後、厚労省、財務省への陳情、国会議員への陳情を行う予定です。

決議については、次のページに載せておりますが、後ほどご覧をいただきたいと思います。

3番、本会の取組でございますが、地方六団体へ協力をお願いし、各団体の要請活動に含めていただくよう調整いたしまして、枠内のとおりの活動状況となっております。

今後の取組でございますけれども、先ほど常務のほうからもありましたが、秋の国保全国大会で国の動きやタイミングを注視して、決議や要望活動を展開していく予定としておりまして、皆様のお力添えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

国保総合システムに係る動きであります、これについて質疑はございますでしょうか。

どなたもございませんか。

それでは、質疑がないようですので、説明のとおりといたします。

以上ですが、ここで会員の皆様からご意見、何かありましたらお願いします。

会員の皆様から手が挙がりませんので、事務局のほうで何か説明がありましたらお願いいたします。

渡邊事務局長 すみません、それではよろしいでしょうか。

議長 はい。

渡邊事務局長 それでは、本日の配布物の中で、2種類チラシがございます。これについてご説明させていただきます。

1つが、はばたけとっとり健康増進フォーラムのご案内でございます。9月

14日土曜日、午前10時半からとりぎん文化会館で開催をいたします。東京大学の飯島先生、女子栄養大学の津下先生をお招きして講演をしていただくとともに、医療、保健、介護、福祉に携わっておられる方々にお越しをいただきまして、タウンミーティングも行います。そのほか、展示、体験、販売ブースも設ける予定でございます。多くの皆様のご参加をよろしくお願いをいたします。

2枚目が、国保制度改善強化全国大会のご案内でございます。11月15日金曜日、午後1時から、砂防会館別館で全国大会を開催、その後、陳情活動を行う予定でございます。詳細が決まりましたら、陳情活動への協力要請を含め、ご案内をさせていただきます。

それと、最後にもう一つ、冊子を配らせていただいております。保健医療データ分析センターを核とした、健康づくりワンストップ総合支援ガイドという冊子でございます。国保連合会で医療、保健、介護、福祉の専門的機関として分析、支援活動を実施しているところでございますが、私どもの支援のラインナップのご紹介をしているものでございます。今後、皆様方の事業展開に当たりまして、ぜひご活用をいただければと思います。皆様方のニーズに応じた対応を行ってまいりたいと思います。まずは気軽に事務局にお問合せをいただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

9月のフォーラムと11月の全国大会に向けてのご案内であります、少し聞いてみたいことがあればお願いしたいと思いますが、ございませんか。

よろしいですか。

それでは、特に全国大会に向けて、大きな成果が上がるようにいきたいと思っております。

議長 それでは、これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。会員の皆様のおかげであります。ありがとうございます。これで、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

田淵総務課長 福本町長様、ありがとうございました。

これをもちまして、通常総会を閉会させていただきます。ご多忙のところ、誠にありがとうございました。

午後3時04分、閉会を告げる。

閉 会

上記のとおり会議の次第を記録して、それに相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月22日

議 長（琴 浦 町 長）

署名会員（三 朝 町 長）

署名会員（南 部 町 長）